

# 組織検討・安全対策委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、組織検討・安全対策委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、区の活性化と危機管理のための施策を整備し、区役員会もしくは常任役員会に提案することを目的とする。

2. 前項の目的を達成するために次の事項に取り組む。

- ① 区の活動と機能の活性化を目的とする組織の見直しや諸規則の改正案などの策定
- ② 区の危機管理対応策の整備
- ③ 緊急事態発生時における常任役員会への対応策の提言

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事が任命した委員長および数名の委員により構成される。

2. 本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員長については連続して 4 期、委員については連続して 6 期までの再任を妨げない。  
また諸般の事情等により、任期の延長が必要と認められるときはこの限りではない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(役職委員)

第 6 条 本委員会は、次の役職を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名 書記 1 名

2. 前項の役職のうち副委員長および書記は、委員の互選により選出する。

(役職委員の職務)

第 7 条 委員長は、本委員会を統括し委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。

3. 書記は、本委員会に関する庶務事項を執り行う。

(付則)

第 8 条 この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2004年11月14日	制定	2004年11月14日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行	2024年4月13日	改正	2024年7月1日	施行